

令和7年6月

～家族向け～

区 営 住 宅

入居登録者の募集案内

入居登録世帯数 2人以上世帯用 3世帯
 3人以上世帯用 4世帯

単身世帯の方は申し込めません。
大半の建物にエレベーターがありません。

☆今回の募集は、区営住宅の今後生じるあき家の入居登録者を予め決めておくためのものです。

☆すべての登録者分のあき家が生じるとは限らず、登録者全員へあっせんできない場合があります。予めご了承ください。

☆住宅の困窮度が高い人を対象に優遇抽選を行います。

【申請書配布期間】

募集期間 令和7年6月2日(月)～6月13日(金)

☆郵送の申込みは、令和7年6月2日～6月13日の消印があるものに限り受け付けます。

抽 選 日

令和7年7月29日(火) 午前10時30分～
区役所本庁舎5階 510会議室

☆抽選番号の通知は7月9日頃発送します。

☆抽選結果の通知は8月4日頃発送します。

☆抽選会への参加・不参加は、当落に一切影響ありません。

ご 注 意

- 区営住宅へ入居するには、一定の資格が必要であり、資格のない方は申込みできません。
➡6ページ以降をご覧ください。
- 優遇抽選該当項目の現地調査の結果、資格失効となることもありますので、申請書は正確にお書きください。
- 必要事項が未記入の場合は受付ができません。

【問い合わせ先】 豊島区福祉部自立支援担当課 ☎3981-2683

●区営住宅の概要

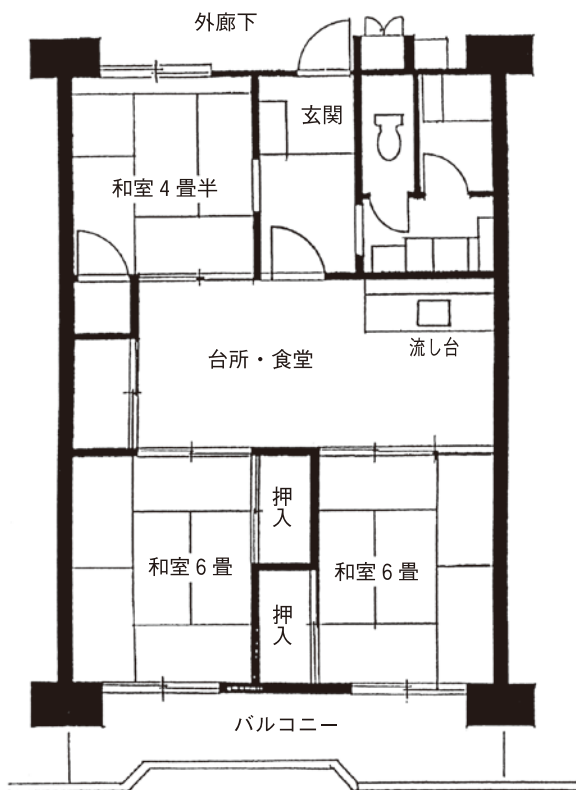
◇一般区営住宅

特定の場所の区営住宅を指定することはできません。

	住宅名	所在地	戸数	間取	専用面積
3人以上世帯用	ライブピア長崎	長崎 5-27-5・7	11戸	2LDK	60.8～63.9㎡
	高松三丁目アパート	高松 3-5-5	9戸	3DK	61.5㎡
	高松三丁目第二アパート	高松 3-12-8・9	15戸	3DK	63.2㎡
	高松三丁目第三アパート	高松 3-8-17	17戸	3DK	61.5㎡
	長崎六丁目アパート	長崎 6-3-3・6-4-10	18戸	3DK	62.8㎡
	上池袋二丁目アパート	上池袋 2-25-9	30戸	3DK	61.5㎡
	西巢鴨二丁目第二アパート	西巢鴨 2-16-1	8戸	3DK	60.7㎡
	ライブピア池袋本町（※）	池袋本町 2-28-8	4戸	3DK	60.7㎡
2人以上世帯用	ライブピア長崎	長崎 5-27-5・7	15戸	1DK・2LDK	41～57.2㎡
	西巢鴨二丁目第二アパート	西巢鴨 2-16-1	26戸	1DK・2LDK	35.9～53.7㎡
	ライブピア池袋本町	池袋本町 2-28-8	8戸	2DK	57㎡
	要町三丁目アパート	要町 3-7-8	15戸	3DK	55.9㎡

※内2戸は、若年ファミリー向（10年間定期利用）住宅

間取りの一例（3人以上世帯用）



共益費

住宅によっては、共益費が300～3,700円程度かかります。

設 備

●ライブピア長崎・高松三丁目第二アパート
・長崎六丁目アパート・要町三丁目アパート
・西巢鴨二丁目第二アパート・ライブピア池袋本町を除き、駐車施設はありません。団地内の路上駐車も禁止されていますので、団地外に駐車場を確保してください。

注 意

申込者本人が退去する場合に、住宅の利用権を承継できる者は配偶者及びパートナーシップの届出が受理されている者に限ります。
※詳細は住宅・マンション課にお問い合わせください。

区営住宅の使用料の決定

- ・ 区営住宅の使用料は、世帯の所得・住宅のある地域・住宅の広さ・建築年数等によって決められています。
- ・ 使用料決定に関する国の基準が改正された場合は、使用料が変更になることがあります。
- ・ 住宅使用料は毎年6月に収入報告書を提出していただき、それに基づき翌年4月以降の使用料を決定します。
- ・ 所得が一定基準以下の世帯は、申請により使用料を減額する制度があります。

次の事項については あらかじめご承知おきください

- 建物の構造上、共同住宅であることを十分にご承知の上、ルールを遵守していただくこととなります。
- 住宅によって、自治会による運営事項があります。
- 住宅を自らの居住以外の目的（事務所・教室等）に使用することはできません。
- ペット（犬・猫など）の動物を飼育することはできません。
- 自転車置き場は、原則一世帯あたり一台のみのスペースとなります。
- 火災防止のため、ストーブ（灯油・石油・ガス・電気等）は、使用できません。
- バルコニー、廊下等の共用部分には、私物を置いたり、構築物を設置することはできません。なお、バルコニーには火災等の緊急避難に備えて、隣住戸への避難口または上下階への避難ハッチ等が設置されているところがありますので、その妨げとなる物を置くことを禁止します。
- 各居室には原則として照明器具及びエアコンを取り付けておりません。
- 退去にあたっては、住戸を入居時の原状と同様にしていただきます。（原状回復工事の実施）
- 3人以上世帯用の居室に入居した場合、死亡などの理由により単身世帯になったときには、2人以上世帯用の居室に移っていただくことがあります。

●申込みから入居まで

募 集 期 間

令和7年6月2日(月)～6月13日(金)

※郵送の申し込みは、令和7年6月2日～6月13日の消印があるものに限り受け付けます。



(申 請 書 確 認)

区の職員が電話等により、申請書の内容を確認させていただきます場合があります。

※優遇抽選の対象となった方は現地調査に伺うことがあります。



抽選番号の通知

令和7年7月9日(水)頃発送予定。



公 開 抽 選

令和7年7月29日(火)午前10時30分より

区役所本庁舎5階 510会議室

※来場された申込者の立会いのもと行いますが、抽選会への参加・不参加は、当落に一切関係ありません。



抽選結果の通知

令和7年8月4日(月)頃発送予定。

抽選会終了後、区ホームページに掲示及び自立支援担当課(区役所本庁舎4階)窓口で配布します。

※抽選結果の電話での問い合わせはご遠慮ください。



あき家が生じた場合(登録順位にしたがって住宅のあっせんをします。)

入居資格審査

当選者には審査に必要な書類を提出していただき審査します。審査に合格しないと入居できません。

※入居審査時には、6・7ページの入居資格を備えていることが必要です。



合格の場合

入 居 手 続 き 入 居

手続には、請書及び住宅使用料の2か月分の保証金が必要です。

入居可能日から15日以内に入居していただきます。

◎エレベーターが無い建物が多いため、エレベーターが必要な高齢者のみの世帯は福祉住宅（つつじ苑）にお申し込みいただくことをご検討ください。

◎入居登録者について

抽選により入居登録者を決定します。入居登録者については、今後あき家が生じた場合に登録順位にしたがって住宅のあっせんをします。

補欠世帯の方は、当選世帯が辞退した場合に繰り上げ当選となり、住戸をあっせんします。繰り上げがない場合は、あっせんされません。

その後入居資格審査を行い、合格すると入居できます。入居するには、住宅使用料の2か月分の保証金と入居手続きに必要な書類を提出していただきます。

※入居審査時には、申込時の入居資格を備えていることが必要です。

◎入居登録者の資格について

入居登録者となった方の資格期間は令和8年7月28日までとなります。

すべての登録者分のあき家が生じるとは限らず、登録者全員へあっせんできない場合がございます。あっせんできるあきが発生しない場合には通知いたしませんのであらかじめご了承ください。

◎優遇抽選について

今回の募集では、次のいずれかに該当する申請者については、優遇抽選を行います。

- ① 住宅状況申告書の項目6（16歳未満の児童が2人以上いて、その児童全員が区営住宅に入居できる）にあてはまる人。

※上記の「16歳未満の児童」とは、平成21年6月4日以降生まれの人

- ② 住宅状況申告書の項目7～12のうち3つ以上あてはまり、かつ、項目7～23のうち6つ以上あてはまる人。
- ③ 住宅状況申告書の項目24（現在住んでいる住宅から立退きを求められている）にあてはまり、該当理由が「公共事業による立退き」または「建替又は老朽化による取壊し」等であり、かつ、申請書にその証明書（公文書、内容証明郵便等公正証書に準じたものの。写し可）が添付できる人。

優遇抽選の該当者については、申請書の記載内容についての現地調査を行うことがあります。現地調査に協力できない場合や、記載内容について職員の質問に応じられない場合には、優遇抽選の権利は発生しません。

優遇の方法

優遇抽選の対象者については、抽選番号を2つ付番します。なお、優遇抽選の権利が取消された場合には2番目の番号を取消します。

●入居資格

申込みできる方は、申込日現在次の①～⑤のすべてにあてはまる必要があります。

① 豊島区内に 1 年以上居住していること

申込者本人が令和 6 年 6 月 14 日以前から申込みの日まで引き続き豊島区内に 1 年以上居住する成年者でそのことが住民票で証明できること。

※成年者（18歳以上）…平成19年6月14日以前生まれの人

外国人については、中長期在留者で、(1) のほかに申込期間から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

(ア)「永住者（特別永住者を含む。）およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」

(イ) ア以外の在留資格の場合は、申込期間において、在留実績が継続して 1 年以上あること。

② 同居親族がいること （単身者は申し込めません。2人世帯の方は3人以上世帯用には申し込めません）

申込みのときに、一緒に住んでいる親族と申し込むことが原則です。

(1) 現在別に住んでいる方と一緒に申し込む場合は、次のいずれかにあてはまること。

(ア) 婚約者（入居手続のときまでに婚姻できること）

(イ) 事実上親族関係と同様の事情にある者（入居手続のときまでにパートナーシップの届出が受理されていること）

(ウ) 申込日現在、税法上の扶養関係にあること。

(エ) 独立して生計を営む2親等内直系血族（申込者の父母、祖父母、子、孫）または2親等内直系姻族（配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子及び孫の配偶者）であること。ただし、入居しようとする世帯が7ページの高齢者世帯及び心身障害者世帯の場合は、3親等内の血族または姻族の範囲内とする。

(2) 内縁関係の場合、住民票の続柄の記載が「未届の夫（または妻）」となっており、戸籍上の配偶者がいないこと。

(3) 次の例のように家族を分離しての申込みはできません。

(ア) 夫婦が別居する申込み

(イ) 結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み

※ 申込み後は、申込者、同居親族の変更はできません（出生、死亡の場合を除く）。

③ 世帯の所得が所得基準内であること

申込世帯の所得の合計が、所得基準表の家族数に応じた所得基準の範囲内であること。

→8～14ページを参考にして、あなたの世帯の所得を確かめてください。

④ 住宅に困っていること

原則として、申込者および同居親族に、住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）がいないこと。

申込者および同居親族に、公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名義人がいないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は申込みことができます。

(1) 自家所有者（入居しようとする親族に自家所有者がいる場合も含む）

(ア) 住宅が著しく老朽化しており、再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、区営住宅入居後2か月以内に全部事項証明書（登記簿謄本）を提出できる場合。

→資格審査の時に取りこわしの契約書等で確認します。

(イ) 差押、正当な事由による立退要求等により自家所有者でなくなる場合。

→資格審査の時に所有権移転登記後の登記簿謄本等で確認します。

(2) UR賃貸住宅（旧公団住宅）・公社住宅・都民住宅・公営住宅等（都営住宅、区営住宅等）の入居者

次の区分に該当する場合に限り、申込みことができます。

※ただし、都民住宅・公営住宅等の入居者は原則として名義人1人を残しての申込みはできません。

住宅	区 分	資 格 要 件
UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅	家賃が高い	家賃（共益費を除く）の負担が年間総収入額を月額に換算した場合の20%以上
	UR賃貸・公社の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されている場合。 →資格審査時に旧公団・公社からの証明書で確認します。
	ひとり親世帯（母子・父子家庭）	申込者本人が配偶者（内縁および婚約者を含む）のない方であり、同居親族が20歳未満の子供だけであること。
	高齢者世帯	申込者本人が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者（内縁および婚約者を含む） イ おおむね60歳以上の方 ウ 18歳未満の児童 エ 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 オ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） カ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判断された方を含む。）
	心身障害者世帯	申込者本人または同居親族の1人が次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判断された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
	多子世帯	申込者に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が区営住宅に入居できること。
	生活保護受給世帯	申込日現在、生活保護を受けている世帯であること。
区都営住宅	住宅が狭い	同居人数に対しての住戸専用面積が次にあてはまること。 2人→29㎡未満 3人→39㎡未満 4人→50㎡未満 5人→56㎡未満

※ 木造または簡易耐火構造の都営・区営住宅、あるいは浴室のない都営・区営住宅に入居されている方は、上の区分に該当しない場合でも申込みことができます。

※ 表中の18歳未満の人とは平成19年6月4日以降生まれの人

※ 表中の20歳未満の人とは平成17年6月4日以降生まれの人

※ 表中の60歳以上の人とは昭和40年6月14日以前生まれの人

⑤ 申込者（同居親族を含む）が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

●所得金額の計算方法

① まず所得の種類を確かめましょう

給与所得とは

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、店員、日雇い労働者、パート、事業専従者などの所得をいいます。

給与という「年収」とは、給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なるので注意してください。

事業所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。

たとえば、自営業、外交員などの所得をいいます。

これらの所得は確定申告書でお確かめください。

年金所得とは

厚生年金、国民年金、共済年金などの所得です。



10～11ページをご覧ください

12ページをご覧ください

13ページをご覧ください

★所得としないもの

- ① 次の収入は0円とし、所得となりません。

仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給を含む）、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料等の非課税所得、退職金等の一時的な所得。

- ② 過去に収入があっても、申込日現在失業中の方は0円とします。（ただし人材派遣会社に登録されている方は、その登録が抹消されていることが必要です。）

- ③ 現在は収入があっても、申込日以降、次のアまたはイの理由により、令和7年7月末日までに退職することが申込時に確定しており、かつ、退職後無職・無収入となり、そのことが資格審査のときに証明できる方は、申込書に退職年月日を記入のうえ0円とすることができます。（ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録を抹消された日が退職年月日となります。）

ア 申込日以降に結婚のため イ 現在妊娠中で出産のため

② 家族全員の所得の合計はいくらですか？

所得基準表は申込日現在の、家族全員の「所得金額の合計」でみます。

収入のある人の名前	(所得金額)－ $\left[\begin{array}{c} \text{14ページの下表②} \\ \text{の特別控除金額} \end{array} \right]$
	()－()
	()－()
	()－()
合 計	

★特別控除金額
所得金額から差し引いてください。
詳しくは14ページをご覧ください。

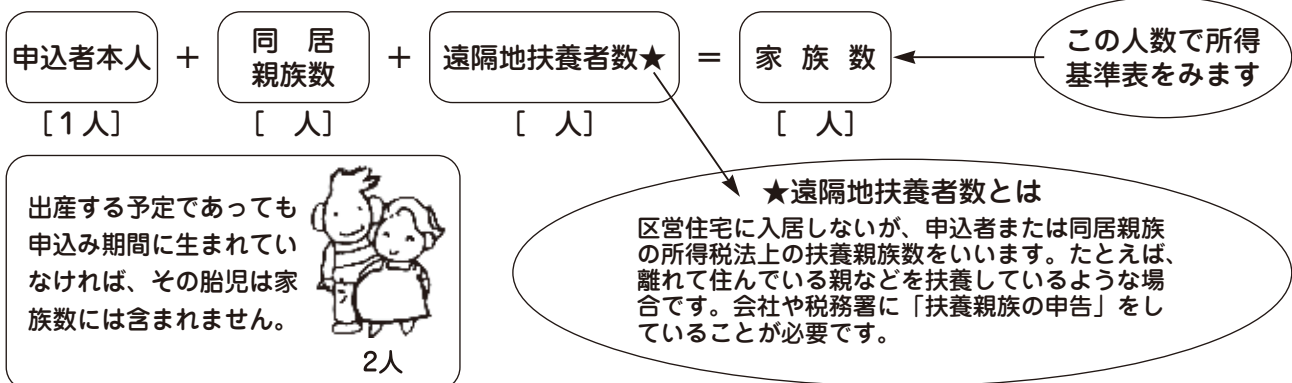
14ページの上表①
の特別控除金額

あなたの家族の
所得金額

－ =

③ 家族は何人ですか？

① 所得基準表の家族数とは



② 申込みの際の世帯の人数とは

実際に住宅に入ろうとする人数のことであり、遠隔地扶養者数を含みません。

④ 所得基準表

あなたの世帯の家族数、所得金額を次の所得基準表にあてはめ、確認してください。

家族数	所得金額	
	一般区分	特別区分
2人	0円～2,276,000円	0円～2,948,000円
3人	0円～2,656,000円	0円～3,328,000円
4人	0円～3,036,000円	0円～3,708,000円
5人	0円～3,416,000円	0円～4,088,000円
6人	0円～3,796,000円	0円～4,468,000円

◎家族数が7人以上の世帯は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

★所得基準表の特別区分とは…

① 心身障害者を含む世帯

申込者本人または同居親族が次のいずれかにあてはまること。

- ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
- イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1～3度）
- ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）
- エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者

② 60歳以上の世帯

申込者本人が60歳以上（昭和40年6月14日以前の生まれ）でありかつ、同居親族全員が60歳以上であること。

③ 原子爆弾被爆者を含む世帯

申込者本人または同居親族が厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません）の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。

④ 海外からの引揚者を含む世帯

申込者本人または同居親族が海外からの引揚者で日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していない人（厚生労働省の発行する引揚証明で確認できること）。

⑤ ハンセン病療養所入所者等を含む世帯

申込者本人または同居親族がハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所長等の証明書で証明できること。

⑥ 高校修了期までの子どもがいる世帯

同居親族に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいること。

●給与所得の方(会社員・店員・日雇い・パート・アルバイト等)

1

現在の勤め先へ就職した日が、令和6年1月2日以降の方

現在の勤め先での、あなたの月別
収入を記入してください。

働いた月	税込支給額	賞 与
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
合 計	収入計	賞与計

次の(1)(2)(3)からあてはまるケースを選び、収入を計算します。

(1) 就職した日が令和6年1月2日～令和6年6月1日までの方
〔令和6年6月から令和7年5月までの合計となります。〕

$$\boxed{\text{収入計}} + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(2) 就職した日が令和6年6月1日以降の方
(就職した翌月から令和7年5月までの収入計
を、収入のあった月数で割り、それを12倍し
ます。それに、その間の賞与を加えます。)

$$\frac{\boxed{\text{収入計}}}{\boxed{\text{収入のあった月数}}} \times 12 + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(3) 就職した日が最近で、まだ1か月分の給料が支給
されていない方
(基本給、家族手当、住宅手当など毎月必ず支給
される固定的給与を12倍してください。)

$$\boxed{\text{固定的給与}} \times 12 = \boxed{\text{推定年収}}$$

申込書の
年間所得金額欄

年間所得金額
円

下段で計算し
た所得金額を
記入してくだ
さい。

年間総収入額

- ※ 病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算してください。
- ※ 2か所以上から給与を受けている場合は、合算したのちに所得金額に換算してください。

◎年間総収入額を所得金額に換算します。

次の区分により、年間総収入額を所得金額に換算してください。

年間総収入が、

(1) 0円～1,628,000円未満の方

(2) 1,628,000円～6,600,000円未満の方 4,000円単位で端数整理します。

〔例〕年間総収入額が2,386,998円の場合

$$\boxed{\text{年間総収入額}} \quad 2,386,998\text{円} \div 4,000\text{円} = \boxed{596.7495} \text{ 小数点以下切捨 } \boxed{596} \times 4,000\text{円} = \boxed{\text{端数整理後の額}} \quad 2,384,000\text{円}$$

(3) 6,600,000円～8,500,000円未満の方

注) 年金のほかに収入のある方、複数収入のある方はそれぞれ所得を計算し、合計した金額を申込書の年間所得金額欄に記入してください。

年間所得金額欄

年間所得金額
円

計算結果を申
込書のこの欄
に記入します。

② 現在の勤め先へ就職した日が、令和6年1月1日以前の方

《源泉徴収票のでる方》

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者		住所又は居所		(受給者番号)		(個人番号)		(役職名)		氏名 (フリガナ)	
種別		支払金額		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額			
		円		円		円		円		円	
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数		障害者の数(本人を除く。)		非居住者である親族の数	
有 無		円		特 定 人 従 人 内 人 従 人		人 従 人		人 内 人		人	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額					
円		円		円		円		円		円	
(摘要)											
円		円		円		円		円		円	

年間総収入額

申込書の年間所得金額欄

年間所得金額

●この金額が所得金額です。

《源泉徴収票のでない方》

(令和6年1月から令和6年12月までの税込支給額を合計した金額が年間総収入額となります。)
 次に下段の計算式で、年間総収入額を所得金額に換算します。
 ※病気等により、1か月以上収入のない月がある場合、その月を除いて推定計算してください。
 ※2ヶ所以上から給与を受けている場合は、合算したのち所得金額に換算してください。

年間総収入額を所得金額になおす計算式

12か月分の収入額	税法上の所得金額	区営住宅の所得金額
551,000円未満	0円	0円
551,000円以上 1,619,000円未満	12か月分の収入額－550,000円	税法上の所得金額 －100,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000円	969,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000円	970,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000円	972,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000円	974,000円
1,628,000円以上 1,804,000円未満	●次のとおり、12か月分の収入額を端数整理します。 $12\text{か月分の収入額} \div 4 = A$ $\rightarrow A\text{の}1,000\text{円未満切り捨てた額} = B$ $\rightarrow B\text{を右の計算式にあてはめてください。}$	B × 2.4 + 100,000円
1,804,000円以上 3,604,000円未満		B × 2.8 － 80,000円
3,604,000円以上 6,600,000円未満		B × 3.2 － 440,000円
6,600,000円以上 8,500,000円未満		12か月分の収入額 × 0.9 － 1,100,000円
		税法上の所得金額 －100,000円

- 「区営住宅の所得金額」は、計算によりマイナスになる場合は0円としてください。
- 12か月分の収入額が8,500,000円以上の場合は、豊島区立支援担当課へお問い合わせください。

●年金を受けている方

- ※ 年金の「所得金額」は、支給を受けた金額ではありません。
- ※ 令和6年1月から令和6年12月までに支払いを受けたすべての年金を合計し、以下の説明により、「所得金額」になおしてください。ただし、遺族年金、障害年金は除きます。

① 令和5年12月以前から年金を受けている方

「令和6年分公的年金の源泉徴収票」などで確認してください。

「源泉徴収票」の場合

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票											
支払を受ける者	住所又は居所										
	(フリガナ)										
	氏名										
区 分		支 払 金 額									
所得税法第203条の3第1号適用分		円									
所得税法第203条の3第2号適用分		円									
所得税法第203条の3第3号適用分		円									
所得税法第203条の3第4号適用分		円									
本 人		源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数		障害者の数		
特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡婦寡夫	一般	老人	特定	老人	その他	人	人	人
源泉控除対象 (フリガナ)										特別 (人) (人)	
氏名										(摘要)	

申込書の
年間所得金額欄

年間所得金額
円

下段で計算した所得金額を記入してください。

② 令和6年1月以降に年金を受け始めた方、年金の支給額が変更になった方

「年金裁定通知書・変更通知書」などの金額を年額とし、下段で所得金額に換算してください。

◎年金収入を所得金額になおす計算式

下表の計算式で所得金額に換算してください。

本人の年齢	年金収入額	→ 税法上の所得金額	→ 区営住宅の所得金額
65歳以上 (昭和35年6月14日以前生まれ)	1,100,000円まで	0円	0円
	1,100,001円～3,299,999円	年金収入額－1,100,000円	税法上の所得金額－100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年金収入額×0.75－275,000円	
65歳未満 (昭和35年6月15日以降生まれ)	600,000円まで	0円	0円
	600,001円～1,299,999円	年金収入額－600,000円	税法上の所得金額－100,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年金収入額×0.75－275,000円	

●「区営住宅の所得金額」は、計算によりマイナスになる場合は0円としてください。

●年金収入額が4,100,000円以上の場合は、豊島区自立支援担当課へお問い合わせください。

●特別控除について

次の「控除の種類」にあてはまる場合には、①の場合は申込世帯の合計所得金額から、②の場合はその人の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引きます。

① 申込世帯の合計所得金額から差し引くもの（申込者・同居親族・遠隔地扶養者が対象です）

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人	備考
㊦老人扶養控除	1人につき10万円	所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の人	①の特別障害者控除を受ける人は、㊦の障害者控除を合わせて受けることはできません。
㊧特定扶養控除	1人につき25万円	所得税法上の扶養親族で（配偶者は含みません）16歳以上23歳未満の人	
㊨障害者控除	1人につき27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で3度・4度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2級・3級の人（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第4項症～第2目症の人 5 65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定書の交付を受けている人	
㊩特別障害者控除	1人につき40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で1度・2度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の人（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級・2級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3項症の人 5 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く人 6 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する人 8 65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定書の交付を受けている人	

①の特別控除金額の合計

万円

8ページの特別控除金額へ

② 特別控除を受けられる人に所得があるとき、その人の所得から差し引くもの

（申込者・同居親族が対象です。）ただし、その人の所得金額が特別控除金額よりも少ない場合は、その所得金額のみ差し引きます。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人
㊰寡婦控除（寡夫）	27万円	配偶者と離婚した後婚姻をしていない人で次の①および②の両方にあてはまる人 ①年間所得金額が500万円以下の人 ②扶養親族を有する人 配偶者と死別した後婚姻をしていない人、または配偶者の生死の明らかでない人で、年間所得金額が500万円以下の人（「扶養親族または生計を一にする子」のいない人もあてはまります。
㊱ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない人または配偶者の生死の明らかでない人で、次の①および②の両方にあてはまる人 ①年間所得金額が500万円以下の人 ②生計を一にする子を有する人

- ・ 公営住宅法施行令の改正により、令和3年7月1日から、従前の「寡婦（寡夫）控除」の規定を「寡婦控除」と「ひとり親控除」に改めます。
- ・ 「㊱ひとり親控除」に該当する人は、「㊰寡婦控除」の適用はありません。
- ・ 年間所得金額が500万円を超える人は、「寡婦控除」や「ひとり親控除」を受けることはできません。
- ・ 「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の人や婚約者がいない場合をいいます。
- ・ 「生計を一にする子」は、他の人の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が48万円以下であることが必要です。

②の特別控除金額

万円

それぞれ、8ページの特別控除金額へ

- ※ 表中の16歳以上23歳未満の人とは平成21年6月14日～平成14年6月4日生まれの人
- ※ 表中の65歳以上の人とは昭和35年6月14日以前生まれの人
- ※ 表中の70歳以上の人とは昭和30年6月14日以前生まれの人

申請書の書き方（太線内と裏面を書いてください。）

※裏面の住宅状況申告書は、優遇抽選対象者の選定の基礎となる重要な資料です。
誤った記入があった場合、失格となることがありますのでご注意ください。

区営一般住宅用の記入例

令和7年6月 区営住宅利用申請書

重複申込み、収入超過、記入もれ、誤りなどがあると当選しても失格になります。

令和7年6月10日

豊島区長

●太線内を記入してください。

区内に引き続き1年以上居住していることが必要です。

申込区分	① 2人以上世帯用	② 3人以上世帯用
抽選番号	番	

住所 〒171-0022 豊島区 南池袋2-45-1 とは#101

フリガナ 池袋 豊 (男)・女

生年月日 昭和43年 1月 1日 (57歳) 電話 03-3981-2637

国籍 5 年 日本 生活保護 有・無

代理の方が記入の場合 氏名

私は、豊島区営住宅条例に基づく区営住宅を利用したいので、申請します。
なお、この申請書の記載内容が事実と相違するとき、又は申請者(現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるときは、利用予定者の決定又は利用の承認を取り消されても異議を申し立てません。
また、利用承認の上は、申請者(同居するものを含む。)が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。
暴力団員であるか否かの確認のため、豊島区へ照会がなされることに同意します。

フリガナ	氏名	続柄	現在の居住場所	生年月日(年齢)	職業	所得の種類	年間所得額	勤務先名又は学校名及び所在地、電話番号等
申請者本人	池袋 豊	同居	別居	昭和43年 3月 3日 (52歳)	会社員	給与	1,488,000円	(株)豊島 豊島区東池袋1-18-1 03-1234-5678
妻	池袋 未来	同居	別居	昭和43年 7月 7日 (16歳)	高校生			豊島高校
合計	3名						合計 1,488,000円	

収入のある人が2人以上いるときは、所得を合計してください。

氏名	住所	続柄	電話
豊島 一郎	豊島区東池袋0-00-0	父	0000-0000

生活保護を受けている方は、「有」に○をつけてください。

☆この下のはがきは、自立支援担当課から申し込みされた方へ、抽選番号と抽選結果をお知らせする時に必要なものです。
☆85円切手2枚を両方に貼り、必要事項を記入の上、切りはなさずご提出ください。

郵便はがき

1710022

住 豊島区 南池袋2-45-1 とは#101

氏名 池袋 豊 様

〒171-8422 豊島区南池袋2丁目45番1号 豊島区福祉部自立支援担当課入居相談グループ

申込区分 ① 2人以上世帯用 ② 3人以上世帯用

抽選番号 番

太線内を書いてください。

郵便はがき

1710022

住 豊島区 南池袋2-45-1 とは#101

氏名 池袋 豊 様

〒171-8422 豊島区南池袋2丁目45番1号 豊島区福祉部自立支援担当課入居相談グループ

申込区分 ① 2人以上世帯用 ② 3人以上世帯用

抽選番号 番

太線内を書いてください。

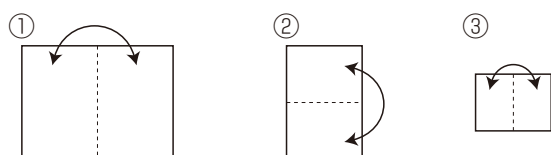
申込者本人も含めた住宅に入ろうとする家族全員（現在は別居しているが、住宅と一緒に入ろうとする親族・婚約者も含む）を書いてください。
※ ここに書かれた方以外は入居できません。

8～14ページで計算した所得額を記入してください。

職業ははっきり、具体的に記入してください。
(会社員、サービス業、大工、日雇労働者、無職、小学〇年生など)

令和7年7月末までに結婚・出産のため退職しなければならない方で退職後無職・無収入になる方は、「〇年〇月退職予定」と記入してください。
年金・恩給を受けている方はその種類を、また生活保護を受けている方は「生活保護受給中」と記入してください。

申込書の折り方（郵送の場合）



☆はがきが折れないよう、3回半分に折ってください。

こんなときは……

- (1)「申込み後、住所が変わってしまった！」
 - ・最寄りの郵便局に「転居届」を出して、抽選番号（返信はがき）を受け取れるようにしてください。
- (2)「当選後、住所が変わってしまった！」
 - ・次のところへ、はがきで連絡して、審査通知を受け取れるようにしてください。
〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 豊島区福祉部自立支援担当課 電話（3981）2683
 - ・「はがき」には、①募集時期 ②抽選番号 ③旧住所
④新住所 ⑤電話番号 ⑥申込者名を記入すること。
- (3)「抽選番号の通知が送られてこない！」
 - ・切手の貼り忘れ、宛先不明などがあると通知書は発送できませんが、申込書に不備がなければ抽選はいたします。→間違いなく切手を貼ってある方は抽選結果をお待ちください。→切手を貼り忘れた方は(4)へ。
- (4)「抽選結果も送られてこない！」
 - ・下記へお問い合わせください。
豊島区福祉部自立支援担当課入居相談グループ 電話（3981）2683（直通）

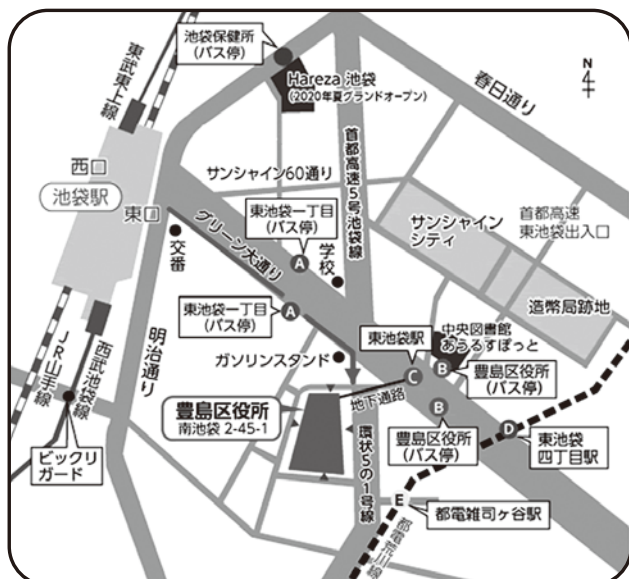
ご注意

最近、申込用紙類の郵送販売及び代行申込みが行われているようですが、これは豊島区とは関係有りませんので、事故があってもそれに対する責任は負えません。

●ポストに投函する前にもう一度確かめてください。●

申請者の住所、氏名、電話番号及び同居親族氏名が記入されていますか。
切手は貼ってありますか。

案内図（申請書の提出先・問い合わせ先）



問い合わせ

豊島区福祉部
自立支援担当課 入居相談グループ
4階 窓口2-1番
☎171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1
☎（3981）2683

（このパンフレットは、再生紙を使用しています。）